

三条市中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の役割の重要性に鑑み、本市における中小企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工団体等 商工会議所、商工会その他の中小企業を支援する団体をいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う機関をいう。
- (4) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び職業教育等を行う機関をいう。
- (5) 労働団体 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、地域経済の活性化及び市民生活の向上のため、中小企業の主体的な努力及び創意工夫を旨とし、地域の実情等に応じた取組を中小企業、商工団体等、金融機関等、教育機関、労働団体、市民、市その他の関係者が協力して推進することを基本とする。

(中小企業の努力)

第4条 中小企業は、経営基盤の強化、技術の継承、人材の育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の充実に努めるとともに、その事業活動を通じた地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

(商工団体等の役割)

第5条 商工団体等は、相談、指導、技術支援、研修等を通じて中小企業の経営の向上を積極的に支援するとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第6条 金融機関等は、相談、融資等を通じて中小企業の経営の向上を支援するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、産業教育の振興及び産学連携の促進に努めるものとする。

(労働団体の役割)

第8条 労働団体は、労働環境の改善に関する活動等を行うことにより、地域社会における労働環境の改善等に貢献するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第9条 市民は、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを踏まえ、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。